



# 広島県報

定期  
第19号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

国土調査の成果の認証(五件)……………	(地域づくり推進室)……………	一
浄化槽法の規定による指定検査機関の指定……………	(循環型社会推進室)……………	二
指定自立支援医療機関の指定……………	(障害者支援室)……………	三
指定自立支援医療機関の所在地の変更……………	" "……………	五
特定計量器の定期検査の実施……………	(計量検定室)……………	六
計量法の規定による指定定期検査機関の指定の更新……………	" "……………	六
計量法の規定による指定計量証明検査機関の指定の更新……………	" "……………	六
基本測量の終了(二件)……………	(土木総務室)……………	六
道路の区域変更(二件)……………	(道路河川管理室)……………	七
道路の供用開始(三件)……………	" "……………	七
公の施設の指定管理者の代表者の変更(二件)……………	(住宅室)……………	八

### 公告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し……………	(税務室)……………	九
特定非営利活動法人の認証申請……………	(文化・県民協働室)……………	九
争議行為の予告(二件)……………	(労働福祉室)……………	九
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見……………	(地域産業振興室)……………	九
県営土地改良事業の工事の完了(二件)……………	(土地改良室)……………	〇
市町土地計画の変更に係る図書の写しの縦覧……………	(都市企画室)……………	〇
土地改良事業計画変更の同意(市町)……………	(広島地域事務所)……………	〇
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(芸北地域事務所)……………	〇
公安委員会告示……………		
遊技機の型式の検定の告示……………		一
公安委員会公告……………		一
技能検定員審査(大型)の実施……………		二

収用委員会公告  
土地収用法施行令の規定による公示送達……………

## 告示

広島県告示第二百三十号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行つた者の名称  
三次市
- 二 調査を行つた期間  
平成十六年六月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称  
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域  
三次市君田町東入君の一部
- 五 認証年月日  
平成十九年三月一日

広島県告示第二百三十一号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行つた者の名称  
福山市
- 二 調査を行つた期間  
平成十六年七月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称

四 福山市地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域  
福山市千田町大字千田の一部

五 認証年月日  
平成十九年三月一日

〔広島県告示第二百三十二号〕  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称  
山県郡北広島町

二 調査を行った期間  
平成十七年五月から平成十八年十二月まで

三 成果の名称  
山県郡北広島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
山県郡北広島町川戸の一部

五 認証年月日  
平成十九年三月一日

〔広島県告示第二百三十三号〕  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称  
三原市

二 調査を行った期間  
平成十六年六月から平成十八年三月まで

三 成果の名称  
三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市久井町土取の一部

五 認証年月日  
平成十九年三月一日

〔広島県告示第二百三十四号〕  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称  
三原市

二 調査を行った期間  
平成十六年十月から平成十八年十二月まで

三 成果の名称  
三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
三原市沼田町の一部

五 認証年月日  
平成十九年三月一日

〔広島県告示第二百三十五号〕  
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定によって、同法第十  
一条の水質に関する検査業務を行う者として、次の者を指定した。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名  
社団法人広島県浄化槽維持管理協会  
広島市中区東平塚町三番二八号  
会長 黒瀬榮治

二 指定検査機関が検査業務を行う地域  
広島県の地域

三 検査業務の内容  
浄化槽法第十一条に基づく水質に関する検査（効率化検査）に係る広島県実施要綱に基づ  
く効率化検査

四 検査の手数料

処理対象人員	処理方式別	手数	料
一人以下	単独処理 浄化槽		五、〇〇〇円
	合併処理 浄化槽		五、〇〇〇円

五 指定をした年月日

平成十九年二月二十八日

六 検査業務の開始予定年月日

平成十九年四月一日

広島県告示第二百三十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年三月十二日

一 病院又は診療所

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
市立三次中央病院	三次市東酒屋町五三一	育成医療・更生医療	耳鼻咽喉科	永澤 昌	平成十九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市古戸町七一	育成医療・更生医療	耳鼻咽喉科	森 直樹	平成十九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市古戸町七一	育成医療・更生医療	口腔	原 潤一	平成十九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市古戸町七一	育成医療・更生医療	整形外科	数面 義雄	平成十九年三月一日
医療法人清幸会土肥病院	三原市城町一丁目一四一四	育成医療・更生医療	整形外科	寺井 祐司	平成十九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院	安芸高田市吉田町吉田三六六六	育成医療・更生医療	整形外科	竹本 正瑞	平成十九年三月一日

市立三次中央病院	三次市東酒屋町五三一	育成医療・更生医療	整形外科	下垣 浩一	平成十九年三月一日
医療法人社団慈杏会土肥整形外科病院	東広島市西条町西条東二八三二	育成医療・更生医療	整形外科	土肥 大右	平成十九年三月一日
医療法人社団慈杏会土肥整形外科病院	東広島市西条町西条東二八三二	育成医療・更生医療	形成外科	土肥 大右	平成十九年三月一日
国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央二丁目三二二八	育成医療・更生医療	脳神経外科	寺坂 薫	平成十九年三月一日
国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央二丁目三二二八	育成医療・更生医療	心臓脈管外科	七条 健	平成十九年三月一日
医療法人清幸会土肥病院	三原市城町一丁目一四一四	育成医療・更生医療	心臓脈管外科	土肥 俊一郎	平成十九年三月一日
医療法人清幸会土肥病院	三原市城町一丁目一四一四	育成医療・更生医療	腎臓	土肥 俊一郎	平成十九年三月一日
尾道一水クリニック	尾道市高須町四七七二	育成医療・更生医療	腎臓	中村 弥	平成十九年三月一日
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市一四二四	更生医療	腎臓	松尾 祐三	平成十九年三月一日
日立造船健康保険組合因島総合病院	尾道市因島土生町二五六一	更生医療	腎臓	河本 紀一	平成十九年三月一日
医療法人社団仁慈会安田病院	竹原市下野町三一三六	育成医療・更生医療	腎臓	前田 貴司	平成十九年三月一日
村田内科クリニック	呉市本通六丁目二四	育成医療・更生医療	腎臓	村田 道夫	平成十九年三月一日
医療法人中央内科クリニック	呉市公中町二二五	育成医療・更生医療	腎臓	川合 淳	平成十九年三月一日
国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央二丁目三二二八	育成医療・更生医療	腎臓	藤原 謙太	平成十九年三月一日
医療法人社団又マイル博愛病院	呉市中央二丁目六一三三	育成医療・更生医療	腎臓	高杉 敬久	平成十九年三月一日
医療法人社団芸南クリニクス	江田島市大柿町柿浦九九一	育成医療・更生医療	腎臓	濱井 直人	平成十九年三月一日
医療法人あかね会阿品土谷病院	廿日市市阿品四丁目五一	更生医療	腎臓	今津 通教	平成十九年三月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名	称	所	在	地	の自立支援医療種別	指定年月日
しみず薬局		廿日市市串戸三丁目二二	二		育成医療・更生	平成一九年三月一日
有限会社前空薬局		廿日市市前空五丁目五三五	三五		育成医療・更生	平成一九年三月一日
陽光台薬局		廿日市市陽光台五丁目二二一	二一		育成医療・更生	平成一九年三月一日
ヘルシータウンジョイ薬局		廿日市市串戸四丁目二三	三		育成医療・更生	平成一九年三月一日
タウン薬局ナタリー店		廿日市市阿品三丁目一六	一六		育成医療・更生	平成一九年三月一日

医療法人社団清流会串戸永和クリック七尾	廿日市市串戸四丁目二一六	育成医療・更生	腎臓	永井 賢一	平成一九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院	府中市鶴飼町五五三	育成医療・更生	腎臓	川崎 秀孝	平成一九年三月一日
南海田病院	安芸郡海田町米町二四二	育成医療・更生	腎臓	平昭 浩司	平成一九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院	安芸高田市吉田町吉田三六六六	育成医療・更生	腎臓	住元 一夫	平成一九年三月一日
医療法人社団慶寿会千代田中央病院	山県郡北広島町有田一九二	育成医療・更生	腎臓	北尾 憲太郎	平成一九年三月一日
市立三次中央病院	三次市東酒屋町五三一	育成医療・更生	腎臓	浅井 真理子	平成一九年三月一日
医療法人社団増原会東城病院	庄原市東城町川東一四六三	更生医療	腎臓	増原 章	平成一九年三月一日
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市古見町七一	育成医療	小腸	和田 知久	平成一九年三月一日
ソレイユ眼科・矯正歯科	安芸郡府中町大須二丁目一 ダイヤモン テイソレイユ 二	育成医療・更生	歯科矯正	今田 匡江	平成一九年三月一日

さくら薬局	廿日市市佐方四丁目八三三	育成医療・更生			平成一九年三月一日
アロー薬局	廿日市市地御前一丁目四一七若宮ビル	更生医療			平成一九年三月一日
ウォンツ府中本町薬局	安芸郡府中本町四丁目二二二	育成医療・更生			平成一九年三月一日
そごう薬局向洋駅前店	安芸郡府中町青崎南六二七	育成医療・更生			平成一九年三月一日
有限会社かみしま薬局	安芸郡熊野町字荒金五七八七	育成医療・更生			平成一九年三月一日
出来庭薬局	安芸郡熊野町榎ヶ迫一六七一一	育成医療・更生			平成一九年三月一日
ウォンツ呉ハルス通り薬局	呉市中通四丁目二二四	育成医療・更生			平成一九年三月一日
光原薬局	呉市安浦町中央二丁目三二五	育成医療・更生			平成一九年三月一日
株式会社中山島薬局呉駅前ビル店	呉市宝町一六呉駅前ビル内	育成医療・更生			平成一九年三月一日
株式会社中山島薬局畑店	呉市西畑町一七四	育成医療・更生			平成一九年三月一日
うさぎ薬局	呉市焼山西一丁目三四	育成医療・更生			平成一九年三月一日
天応南薬局	呉市天応南町一九三四	育成医療・更生			平成一九年三月一日
中通薬局	呉市中通三丁目二二	育成医療・更生			平成一九年三月一日
吉田中央薬局	安芸高田市吉田町吉田三七八二八	育成医療・更生			平成一九年三月一日
すずらん薬局高宮店	安芸高田市高宮町佐々部一〇八二七	育成医療・更生			平成一九年三月一日
日本調剤殿賀薬局	山県郡安芸太田町大字下殿河内七一	育成医療・更生			平成一九年三月一日
千代田薬局	山県郡北広島町蔵迫六六五四	育成医療・更生			平成一九年三月一日
西野薬局	竹原市西野町一九五五六	育成医療・更生			平成一九年三月一日
イヨウ薬局忠海店	竹原市忠海中町二丁目二一〇	育成医療・更生			平成一九年三月一日

瀬戸田調剤薬局	古浜薬局	新尾道薬局	あおぞら薬局	あすなる薬局	あい薬局田辺健康館	有限会社田辺薬局	幸崎調剤薬局	田辺薬局	セブン薬局大崎店	フタバ薬局藤三八本松S店	有限会社道下薬局	田口薬局	八本松駅前薬局	たいせい堂薬局中央店	社会福祉法人本永福祉会みその薬局	ハート薬局	金川薬局	東広島薬局
尾道市瀬戸田町瀬戸田三三三 一	尾道市古浜町六 二三三	尾道市栗原町五九〇 一 一	尾道市新浜一丁目九 一	尾道市御調町市一〇八 一	尾道市古浜町九 一	尾道市古浜町一四 一三三	三原市幸崎町能地三三八四 二	三原市宮浦一丁目一 二三二	豊田郡大崎上島町中野四二〇 二 一	東広島市八本松町飯田二〇〇六	東広島市西条岡町九 七	東広島市西条町田口一〇五二 二	東広島市八本松町飯田一四九 三	東広島市西条中央三丁目五 五	東広島市西条岡町五 一九	東広島市黒瀬町植原一四三 九	東広島市豊栄町清武三四二 一	東広島市西条西本町二 六〇
育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療
平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日

広島県告示第二三三十七号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。  
 平成十九年三月十二日

重井薬局	因島調剤薬局	田熊本町調剤薬局	宇和部薬局	因島中央調剤薬局	病院前薬局	株式会社トラスト府中薬局アゼリア館	快生薬局	ウオントツ薬局三次店	三次センター薬局	ファーマシイ三次薬局	エビス薬局サングリーン店	訪問看護ステーションさくら	ひまわり訪問看護ステーション	厚生連府中訪問看護ステーション
尾道市因島重井町二九五三 二	尾道市因島重井町六六一 三	尾道市因島田熊町一〇八一	尾道市因島土生町一六八四 七	尾道市因島土生町一九五 二	尾道市因島土生町二〇〇 一 一	府中市鶴飼町五五五 二 二	神石郡神石高原町小畠一五〇 一 一	三次市南畑敷町一七三 六	三次市東酒屋町五八六 五	三次市十日市中二丁目一三 一	三次市十日市東四丁目一三〇	竹原市下野町三二二六 一	尾道市久保一丁目一五 一 七	府中市鶴飼町五五五 三
育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療	育成医療・更生 医療
平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日	平成一九年 三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	康仁薬局府中店	所在地	安芸郡府中町本町五丁目五番一	種別	自立支援医療の療	変更年月日	平成一九年二月三日
		所在地	安芸郡府中町本町五丁目九三		育成医療・更生医		

広島県告示第二百三十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

一 区域

竹原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年四月三三日	一三時三〇分～一六時〇〇分	忠海公民館
平成一九年四月二四日	九時〇〇分～一四時〇〇分	三原農協荘野出張所
平成一九年四月二五日	一五時〇〇分～一六時〇〇分	竹原市役所吉名出張所
平成一九年四月二六日	九時〇〇分～一四時〇〇分	竹原市役所

四 所在場所における定期検査(ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年四月三三日、平成一九年六月二二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会

広島県告示第二百三十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十八条の二の規定によって、指定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

名称	指定区分	所在地	指定更新年月日
社団法人広島県計量協会	質量計	広島市南区丹那町四番一二号	平成一九年四月一日

広島県告示第二百四十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二百一十二条第二項において準用する同法第二十八条の二の規定によって、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

名称	指定区分	所在地	指定更新年月日
社団法人広島県計量協会	質量計(大型はかり)	広島市南区丹那町四番一二号	平成一九年四月一日

広島県告示第二百四十一号

平成十八年広島県告示第五百五十号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第二百四十二号

平成十八年広島県告示第六百六号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類  
県道
- 二 路線名  
安佐豊平芸北線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
山県郡北広島町移原字橋詰七九八番一地从先から 山県郡北広島町移原字橋詰七九八番一地从先まで	二二〇・五〇〇	二二七・五〇〇	一九・〇〇	拡幅

広島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類  
県道
- 二 路線名  
千代田八千代線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
山県郡北広島町丁保余原字金子一四二九番一地从先から 山県郡北広島町丁保余原字花ノ木一四八四番地先まで	一一一・〇〇〇	九六・〇〇〇	六六・〇〇〇	ダブルウェイ解除 一部拡幅不用 物件延長 六一・〇〇メートル

広島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原字橋詰七九八番一地从先から 山県郡北広島町移原字風呂元一八八番一地从先まで	平成十九年三月二日

広島県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	山県郡北広島町丁保余原字金子一四二四番一地从先から 山県郡北広島町丁保余原字花ノ木一四六一番九地先まで	平成十九年三月二日

広島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道芸北大朝線	山県郡北広島町移原字下松本七八番四地先から山県郡北広島町移原字松本六〇番四地先まで	平成十九年三月一日

広島県告示第二百四十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第四十七号)第五条第二項の規定によって、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

- 1 名称及び代表者の氏名  
堀田・誠和共同企業体 代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 政士
- 2 主たる事務所の所在地  
尾道市新浜一丁目九番二二号

二 変更事項及び内容

- 1 変更事項  
代表者
- 2 変更内容

三 変更年月日

平成十九年二月十三日

変	更	前	変	更	後
株式会社堀田組	代表取締役	平谷 信英	株式会社堀田組	代表取締役	河本 政士

広島県告示第二百四十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第四十七号)第五条第二項の規定によって、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営吉和手崎住宅、県営栗原住宅、県営久保住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営吉和手崎住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営久保住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

- 1 名称及び代表者の氏名  
堀田・誠和共同企業体 代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 政士
- 2 主たる事務所の所在地  
尾道市新浜一丁目九番二二号

二 変更事項及び内容

- 1 変更事項  
代表者
- 2 変更内容

変	更	前	変	更	後
株式会社堀田組	代表取締役	平谷 信英	株式会社堀田組	代表取締役	河本 政士

三 変更年月日

平成十九年二月十三日

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 (氏)	称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
門田石油株式会社		府中市鶴飼町五九一番四号	平成一九年二月二八日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人山内免疫プロジェクト	吉清 有三	広島県広島市中区大手町二丁目二番一三三号	この法人は、ガン、アレルギー疾病に対する情報を収集し、健康維持の推進や、医療実績のある専門医を特定し、ガン、アレルギー患者やその家族に対し、その専門医の情報と治療方法を紹介し、ガン、アレルギー専門医の実績からのみ、免疫を向上する健康補助食品を調査し正しく公開し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	平成一九年二月二八日
特定非営利活動法人健康創造研究所	谷 道 和	広島県廿日市市阿品三丁目一番一号はつかいちみやじま観光センター内	この法人は、健全な社会生活の実現を望む全ての人の権利を尊重し、健康づくりによる地域づくりの概念を基にした研究・実践・支援事業を行うことにより、人々の健康と幸せの発展に寄与することを目的とする。	平成一九年二月二八日

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年二月二十八日付けで庄原赤十字病院労働組合執行委員長代理辻野穂積、長谷陽子及び福光八恵美から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的  
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時  
平成十九年三月十四日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所  
庄原赤十字病院において、庄原赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 四 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十九年二月二十八日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長亀井惠美子から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的  
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時  
平成十九年三月十五日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所  
広島中央保健生活協同組合総合病院福島生協病院、同草津診療所、同コープ五日市診療所、同福島生協内科クリニック、同生協歯科ひろしま、同居宅介護支援事業所、同地域包括支援センター、同訪問看護ステーション基町、同訪問看護ステーションコスモス、同訪問看護ステーション草津かもめ、同訪問看護ステーションコープ五日市、同広島中央保健生活協ヘルパーステーション、同広島さえぎ病院及び広島中央保健生活協同組合、広島医療生活協同組合広島共立病院、同在宅介護支援センター共立、同もみじ訪問看護ステーション、同ヘルパーステーション虹、同協同診療所、同津田診療所、同たんぼ訪問看護ステーション、同沼田診療所、同すずらん訪問看護ステーション、同あすなる生協診療所、同コープ共立歯科、同えのかわ訪問看護ステーション、同デイサービスセンター津田及び広島医療生活協同組合において、広島県医療労働組合連合会に加盟する広島中央保健生活協労働組

合及び広島医療生協労働組合の組合員が従事する全職場  
 四 争議行為の概要  
 あらゆる形の争議行為を行う。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。  
 平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ベスト電器福山本店

2 所在地

福山市南蔵王町五丁目二一番八号

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

2 縦覧期間

平成十九年三月十二日から平成十九年四月十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

安芸高田市所在の長瀬川地区(山根工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の工事が平成十八年三月二十一日完了した。

平成十九年三月十二日

安芸高田市所在の長瀬川地区(杉の原工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の工事が平成十八年三月二十一日完了した。

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県知事 藤 田 雄 山

安芸高田市所在の長瀬川地区(杉の原工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の工事が平成十八年三月二十一日完了した。

平成十九年三月十二日

平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、庄原市から、庄原都市計画道路三・六・五号東新町宮の下線、三・四・三号本町新庄線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。  
 平成十九年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十九年三月一日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。  
 平成十九年三月十二日

広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体	地 区 名	事 業 名
大竹市	谷和	区画整理事業

高田郡簸川土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。  
 平成十九年三月十二日

(就任役員)

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

職 名	氏 名	住 所
理 事	富田 秀治	安芸高田市八千代町上根一五七
	栗原 昭	安芸高田市八千代町上根一四二七
	山口 正則	安芸高田市八千代町上根一三七九
	平岡 多賀士	安芸高田市八千代町下根五八
	升田 武人	安芸高田市八千代町下根九六九
	平重 武夫	安芸高田市八千代町下根三〇一
	藤本 宏良	安芸高田市八千代町下根二五四一

平下 和夫	安芸高田市八千代町下根七二二
藤本 時夫	安芸高田市八千代町勝田一九三
平本 敏之	安芸高田市八千代町勝田六四九
岡田 敦男	安芸高田市八千代町上根六二二 二
小積 讓	安芸高田市八千代町下根一四三三三

(退任役員)

職 名	氏 名	住 所
理事	富田 秀治	安芸高田市八千代町上根一五七
	岡田 敦男	安芸高田市八千代町上根六二二 二
	山口 正則	安芸高田市八千代町上根一三七九 一
	平岡 多賀士	安芸高田市八千代町下根五八
	升田 武人	安芸高田市八千代町下根九六九
	平重 武夫	安芸高田市八千代町下根 三〇〇一
	平下 和夫	安芸高田市八千代町下根七二二 二
	道沖 寿	安芸高田市八千代町下根 三三二八
	藤本 時夫	安芸高田市八千代町勝田一九三
	西川 伸幸	安芸高田市八千代町勝田五一九 三
副 事	張嶋 留	安芸高田市八千代町上根一四一三二 二
	小積 讓	安芸高田市八千代町下根一四三三三

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第22号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年3月12日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S1320	告示の日 (平成19年 3月12日) から3年間	回胴式遊技機	サンダー サンダー ン	株式会社 代表取締役 林田 浩明 (東京都台東区台東四丁 目13番21号)	左 同
6P1396	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRUN ク	株式会社 藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
6P1389	同 上	同 上	CRUN クS	同 上	左 同
6S1384	同 上	回胴式遊技 機	青ドン1	株式会社 三又水 代表取締役 河野 庸規 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)	左 同
7P0027	同 上	ぱちんこ遊 技機	サン ダーV15 0	株式会社 ナーソー販売 代表取締役 別所 直綱 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)	左 同
7P0007	同 上	同 上	CRサン ダーVS P	同 上	左 同
6S1464	同 上	回胴式遊技 機	モーニン ク娘。	株式会社 ビエナ 代表取締役 實田 久治 (東京都渋谷区渋谷三丁 目29番10号)	左 同
7P0021	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRAY クアス・ ザ・キヤッ トSP	同 上	左 同
7S0016	同 上	回胴式遊技 機	新世紀エ リアソン・ まごころ を君にS	同 上	左 同

### 公安委員会公告

広島県公安委員会公告第28号  
 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 第99条の2第4項第1号イの  
 規定による審査を実施するので、機能検定審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則  
 第3号。以下「規則」という。) 第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成19年3月12日

広島県公安委員会  
 委員長 高 須 司 章

- 1 審査の種類  
 技能検定員審査 (大型)
- 2 審査の期日  
 平成19年4月12日
- 3 審査の場所  
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号  
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
 法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
 規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等  
 (1) 申請に必要な書類  
 ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通  
 イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通  
 ウ 自動車運転免許証の写し 1通  
 エ 履歴書 1通  
 オ 技能検定員資格者証等の写し 1通  
 カ 運転記録証明書 1通  
 (2) 申請者等の提出先  
 広島県警察本部交通部運転教育課長  
 (3) 申請者等の提出期限  
 平成19年4月5日

### 収用委員会公告

土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第334号) 第五条第一項の規定により、次のと  
 おり公示送達する。  
 平成十九年三月十二日  
 広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者  
 荒谷九右衛門 住所不明  
 清水角次 住所不明  
 荒垣為藏 住所不明  
 荒谷源次郎 住所不明  
 荒谷辰平 住所不明  
 荒谷喜代助 住所不明  
 中田十吉 住所不明  
 荒兼金助 住所不明  
 荒谷勝次 住所不明  
 荒谷佐喜藏 住所不明  
 荒谷清右衛門 住所不明
- 二 送達すべき書類の名称  
 一般国道三七五号改築工事 (東広島・呉自動車道) (広島県東広島市高屋町溝口地内及  
 び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで) に係る土地収用事件の裁決書の正  
 本
- 三 土地等の表示

所在地	番	地目		地積	積
		公簿	現況		
東広島市西 条町福本字 サタン	六六番	墓	墓地	四九	一一二・九〇
				(E)	(E)
				一一二・九〇	一一二・九〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室  
 広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十九年三月二六日をもって、その書類の送達が  
 あつたものとみなされます。



# 広島県報

定期第19号

付 録

発行者 広 島 県  
 発行所 広島県総務部  
 総務管理局文書法制室  
 購読料 月額 2,700円

## 平成十九年 一月分目録

定期 第七号から  
 号外 第十一号まで

一	宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則	〇 規 則	二	日	二	頁
一	技術員の給与に関する規程等の一部を改正する訓令	〇 合 同 訓 令	二	日	二	頁
一	〇 告 示		二	日	九	頁
一	地域森林計画の決定		二	日	一	頁
二	地域森林計画の変更		二	日	一	頁
三	県議会の定例会で議決された予算の概要		二	日	六	頁
四	国土調査の成果の認証		二	日	六	頁
五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要		二	日	九	頁
六	生活保護法の規定による医療機関の指定		二	日	九	頁
七	生活保護法の規定による施術者の指定		二	日	九	頁
八	生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更		二	日	九	頁
九	生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止		二	日	九	頁
一〇	農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認		二	日	〇	頁
一一	地方卸売市場における卸売業務の廃止		二	日	〇	頁
一二	家畜伝染病の発生		二	日	〇	頁
一三	漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生		二	日	〇	頁
一四	保安林の指定		二	日	〇	頁
一五	〃		二	日	〇	頁
一六	都市計画事業の事業計画の変更の認可		二	日	二	頁
一七	宅地建物取引業法の規定による聴聞		二	日	二	頁
一八	行政手続法の規定による聴聞		二	日	二	頁
一九	昭和六十一年広島県告示第五十九号(広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額)の一部を改正する告示		二	日	二	頁

二〇	平成十五年広島県告示第千三百七十二号(広島県港湾施設管理条例を改正する告示)		二	日	二	頁
二一	平成十五年広島県告示第千三百七十三号(広島県港湾施設管理条例を改正する告示)		二	日	二	頁
二二	平成十五年広島県告示第千三百七十三号(広島県港湾施設管理条例を改正する告示)		二	日	二	頁
二三	出納長の事務の一部委任の解除		二	日	五	頁
二四	平成十六年広島県告示第千三百七十八号(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示		二	日	一	頁
二五	地籍調査に伴う字の区域の変更		二	日	二	頁
二六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要		二	日	二	頁
二七	指定自立支援医療機関の指定		二	日	二	頁
二八	換地計画に伴う字の区域の変更		二	日	二	頁
二九	解除予定保安林に関する通知		二	日	二	頁
三〇	平成十八年広島県告示第五百三十四号(平成十八年度地籍調査事業計画)の一部を改正する告示		二	日	六	頁
三一	海岸保全区域の指定		二	日	四	頁
三二	海岸保全区域の廃止		二	日	四	頁
三三	解除予定保安林に関する通知		二	日	五	頁
三四	〃		二	日	五	頁
三五	公共測量の実施		二	日	五	頁
三六	都市計画事業の認可		二	日	九	頁
三七	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更		二	日	九	頁
三八	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更		二	日	九	頁
三九	町の区域の変更		二	日	九	頁
四〇	字の区域の変更		二	日	九	頁
四一	一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止		二	日	一	頁
四二	結核予防法の規定による医療機関の指定		二	日	一	頁
四三	結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退		二	日	一	頁

四	指定自立支援医療機関の指定			
四	道路の区域変更			
四	道路の供用開始			
四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要		三	
四	公の施設の指定管理者の代表者の変更			
四	換地計画に伴う字の区域の変更			
四	"			
四	"			
五	保安林の指定の解除			
五	保安林予定森林にする旨の通知			
五	港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催			
五	訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定		11	
五	訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
五	訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
五	訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定			
五	通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
五	通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定			
五	短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
六	認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
六	特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定			
六	福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定			
六	特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定			
六	指定居宅介護支援事業者の指定			
六	指定介護老人福祉施設の指定			
六	指定介護療養型医療施設の指定			
六	介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
六	介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定			

七	介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
七	特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定			
七	町の区域の変更			
七	農業振興地域の区域の変更			
七	農業振興地域の指定の解除			
七	平成十七年広島県告示第千二百号(家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収)の一部を改正する告示			
七	保安林の指定			
七	公共測量の実施			
七	公共測量の終了			
七	道路の区域変更			
七	道路の供用開始			
七	二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格認定を受けている者の学部等の名称変更の認定			
七	県議会の定例会で認定された平成十七年度広島県歳入歳出決算			
七	県議会の定例会で認定された平成十七年度広島県公営企業決算の概要			
七	〇 公 告			
七	一般競争入札			
七	県営土地改良事業計画の樹立			
七	市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧			
七	都市計画事業の施行			
七	軽油引取税の特約業者の指定の取消し			
七	特定非営利活動法人の認証申請			
七	特定非営利活動法人の定款変更認証申請			
七	大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要			
七	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見			
七	県営土地改良事業の工事の完了			
七	"			
七	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可			
七	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出			
七	開発行為に関する工事の完了			
七	土地改良事業施行協議の適否決定(市町)			
七	換地計画認可申請の適否決定(市町)			
七	特定非営利活動法人の定款変更認証申請			
七	大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要			



平成十八年十二月二十一日付け広島県報(定期)第九十七号中目次の訂正	二
平成十八年十月二十三日付け広島県報(定期)第八十号中広島県告示第八百九十四号の訂正	三
平成十九年一月十一日付け広島県報(定期)第二号中目次の訂正	六
○ 人事異動	
人事異動	九

	九	三	六	二	六
--	---	---	---	---	---